

普通科（職業コースを除く。）一次募集における新型コロナウイルス感染症に係る追検査の実施について

1 対象者

生徒の入所している施設が、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に、少なくとも一次募集の検査日から二次募集の検査日の期間に外部との接触を認めないために、普通科（職業コースを除く。）を受検できない者

2 手続

(1) 志願者

一次募集における新型コロナウイルス感染症に係る追検査の受検を希望する者は、次のアの書類に必要事項を記入し、ア及びイの書類を出身学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出する。

ただし、出身学校卒業後5年を超える者については、ア及びイの書類を志願先特別支援学校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。

ア 追検査受検願（令和5年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）様式第8号）

イ 外部接触不許可に関する証明書（別紙様式）

(2) 出身学校長

出身学校長は、次のアからウの書類を令和5年3月1日（水）正午までに原則として持参により志願先特別支援学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出したア及びイの書類の記載事項等に誤りが無いことを確認すること。

また、出身学校長は、下記ウにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（実施要項様式第10号）を一次募集に係る追検査受検希望者に交付する。

ア 追検査受検願（実施要項様式第8号）

イ 外部接触不許可に関する証明書（別紙様式）

ウ 追検査受検願提出者名簿（実施要項様式第9号）

(3) 志願先特別支援学校長

志願先特別支援学校長は、出身学校長から追検査受検願、外部接触不許可に関する証明書及び追検査受検願提出者名簿の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、必要事項を記載した追検査受検願提出者名簿の写しとともに、追検査受検承認（不承認）通知書（実施要項様式第10号）を出身学校長に交付する。

また、出身学校卒業後5年を超える者から同様の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（実施要項様式第10号）を原則保護者に交付する。

3 追検査の実施

新型コロナウイルス感染症に係る追検査

(1) 選抜

追検査は、出願書類を総合的に判断して合格者の決定を行う。

(2) 選抜の方法

特別支援学校長は、校長を委員長とする入学者選抜に関する委員会を設置して選抜を行うものとする。

(3) 選抜結果の発表

特別支援学校長は、合格者の発表を令和5年3月9日（木）に実施要項「第1 一次募集」7(3)の方法で行う。

4 その他

施設に入所していない生徒が、新型コロナウイルス感染症を理由に一次募集を受検できない場合は、改めて、実施要項「第2 二次募集」の手続を行わなければならない。

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、今後も必要に応じて追加的な措置を実施する場合がある。

[別紙様式]

05

外部接触不許可に関する証明書

令和 年 月 日

_____ 特別支援学校長様

施 設 名 _____

施 設 長 名 _____ 印

出身学校名 _____

志願者氏名 _____

次の期間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、上記志願者を含め、当該施設入所者及び部外者については、施設への出入りを禁じ、当該生徒が外部と接触することを認めていないことを証明します。

期 間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日